

鹿児島県立短期大学教員選考規程細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、鹿児島県立短期大学教員選考規程（以下「規程」という。）第25条の規定に基づき、規程の施行に関し、必要な事項を定める。

(教授の選考基準)

第2条 規程第4条第1号又は第2号の規定による場合は、教育上の経験又は識見を有することを要するものとする。

2 規程第4条第5号に規定する准教授の経歴は5年以上とし、講師の経歴は6年以上とする。ただし、大学において教授定員がないことにより准教授に格付けされた者、研究所、試験所、病院等において5年以上研究歴を有する者又は旧高等専門学校において教授経歴3年以上の者で准教授に格付けされた者についての准教授の経歴は、教員選考委員会において短縮することができるものとする。

3 規程第4条第6号の規定による場合は、研究所、試験所、病院等における在職歴を10年以上要するものとする。

(准教授の選考基準)

第3条 規程第5条第1号の規定による場合は、大学の専任の講師の経歴を1年以上又は研究所、試験所、病院等における在職歴を5年以上要するものとする。ただし、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者にあつては、これらの経歴又は在職歴を要しないものとすることができる。

2 規程第5条第2号に規定する助教又はこれに準ずる職員の経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）は、3年以上とする。

3 規程第5条第3号の規定による場合は、大学の専任の講師の経歴を3年以上又は助教の経歴を5年以上要するものとする。

(講師の選考基準)

第4条 規程第6条第1号の規定による場合で、研究所、試験所、病院等に在職する者の在職歴は、3年以上とする。

(助教の選考基準)

第5条 規程第7条第1号の規定による場合は、研究所、試験所、病院等における在職歴を2年以上要するものとする。

(研究業績)

第6条 規程第3条から第5条までに規定する研究業績とは、原則として公にされた著書、論文、報告等のうち、学術的なもの、専門的なものに限るものとする。

2 共著については、その分担又は責任が明瞭なもののみを対象とする。

(業績及び能力の評価)

第7条 業績及び能力を評価する場合、審査すべき資格以前の研究経歴における業績の主なものについても評価の対象とすることができるものとする。

(高等学校在職期間の取り扱い)

第8条 高等学校在職期間は、原則として研究所等と同等の研究歴とはみなさないものとする。

(特定分野における知識経験者)

第9条 規程第4条第7号に規定する特定の分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者，規程第5条第4号に規定する特定の分野について優れた知識及び経験を有すると認められる者，規程第6条第2号に規定する特定の分野について短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者又は規程第7条第3号に規定する特定の分野について知識及び経験を有すると認められる者とは，民間企業，官公署等に相当期間勤務し，その間，特定の分野についての知識，経験及び業務実績を豊富に有する者とし，それらの知識，経験及び業務実績については，研究業績相当の審査評価を実施した上で，選考することができるものとする。

附 則

- 1 この細則は，平成8年10月11日から施行する。
- 2 鹿児島県立短期大学教員選考基準運用内規は，廃止する。

附 則

- 1 この細則は，平成19年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この細則は，平成22年11月12日から施行する。